

職員の懲戒処分について①

1 審議した会議（開催日）

令和6年度5月定例教育委員会（令和6年5月16日）

2 教職員の処分案の概要

教職員課長から、次のとおり免職とする案の説明があった。

所属の職員親睦会費やPTA会費（職員分）を着服した東白杵郡の小学校主事（事務職員）の免職。

3 委員からの意見等

- ・ 委員から、今回の事案が起こった原因や被処分者の勤務状況等について質問があり、教職員課長が説明した。
- ・ 委員から、学校における準公金の取扱や管理について質問があり、教職員課長が説明した。

4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。

職員の懲戒処分について②

1 審議した会議（開催日）

令和6年度5月定例教育委員会（令和6年5月16日）

2 教職員の処分案の概要

教職員課長から、次のとおり戒告とする案の説明があった。

所属の職員親睦会費やPTA会費（職員分）を着服した小学校主事（事務職員）に対して指導監督が十分ではなかった東臼杵郡小学校校長の戒告。

3 委員からの意見等

- ・ 委員から、今回の事案が起こった原因や被処分者の勤務状況等について質問があり、教職員課長が説明した。
- ・ 委員から、学校における準公金の取扱や管理について質問があり、教職員課長が説明した。

4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。

職員の懲戒処分について③

1 審議した会議（開催日）

令和6年度5月定例教育委員会（令和6年5月16日）

2 教職員の処分案の概要

教職員課長から、次のとおり戒告とする案の説明があった。

高速道路において、普通乗用自動車を運転中、制限速度100km/hのところを142km/hで走行したため、速度違反自動取締装置（オービス）に撮影され、42km/hの速度超過で検挙された都城市の小学校教諭の戒告。

3 委員からの意見等

- ・ 特になし

4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。

職員の懲戒処分について④

1 審議した会議（開催日）

令和6年度5月定例教育委員会（令和6年5月16日）

2 教職員の処分案の概要

教職員課長から、次のとおり戒告とする案の説明があった。

高速道路において、普通乗用自動車を運転中、制限速度80km/hのところを127km/hで走行したため、速度違反自動取締装置（オービス）に撮影され、47km/hの速度超過で検挙された延岡市の小学校教諭の戒告。

3 委員からの意見等

- ・ 特になし

4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。